第 6538 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 10月 9日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 法人成りした場合の一括償却資産

Ｑ：個人事業から法人成りを検討しています。この場合、償却できていない一括償却資産はどのような取扱いになりますか？

Ａ：次のような取扱いになります。

【解説】

一括償却資産は、その一括償却資産を構成する個々の減価償却資産について、譲渡、除却等の事実が生じた場合であっても、その個々の減価償却資産の取得価額に対応する金額を譲渡所得等の金額の計算上、取得費として控除したり、損失として計上することはできず、一度一括償却資産としたものについては、３年間にわたり均等償却を続けなければなりません。

一方、一括償却資産につき相続があった場合には、一括償却資産の取得価額のうち必要経費に算入されていない部分については、原則として死亡した日の属する年分の事業所得等の必要経費に算入することとし、例外的に死亡した日の属する年の翌年以後の各年分に対応する部分については、相続により業務を承継した者の必要経費に算入することとしても差し支えないこととされています。

これらのことから、法人成りをした場合には、事業が廃止され、その事業を承継する人もいませんので、一括償却資産の取得価額のうち必要経費に算入されていない部分は、全て廃業した日の属する年分の事業所得の必要経費に算入することが認められることとなっています。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】